

『記録便覧 十九』 「一統」の部…堀に関する記述

同年（延享二五年^{うし}一七四五年）二月

一 御堀 并 町裏川筋^{ならびに}ニ而鴨殺生禁断^て之御触^{せつしようきんだんのおふれ}

安永九子年^ね（一七八〇年）八月

一 御堀ニおゐて殺生御制禁之御触

天明元丑年（一七八一年）四月

一 御堀掃除人足之義先古^{より}方町方云々御書附^{うんぬん}

お堀は「殺生禁断」、つまり生き物を殺してはいけない場所だったようです。

お堀の掃除（藻取り等）は、城下の町人達が負担する役（労役）でした。

『記録便覧 廿』 「人足」の部…堀の「藻取」に関する記述の抜粋

同年（宝暦元未年^{ふせ}一七五二年）閏六月願書留^{うらめ}

一 御堀藻取人足之義、当年ハ大変ニ付御赦免被下置候 様名主中相願候事^{くだしおかれそうろうよう}

大地震也

宝暦六子年（一七五六年）四月廿三日

一 藻取人足当年方御町方江引受、町々方世話人相添、御役人方御差^{さしずのとおりも}凶之通藻^{これあり}為取度願^{とりなしたくねがい} 但（中略） 藻取人足翌丑十二月朔日入札ニ被仰付候事有之、…

宝暦大地震で人足役の免除を願う。

同年（宝暦九卯年^う一七五九年）十二月朔日

一 藻取人足、近年^に式千五六百人程宛方三千人餘差出難^{あまり} 渋仕候^{なんじゆうつかまつり}ニ付、去年中^{かぎりそうろうよう}之通御町方ニ而請負ニ被成下候歟、人足高千人ニ限候様被仰付被下度願^{くだされたきねがい}

文略、惣名主

宝暦十一巳年^み（一七六一年）六月廿七日

一 藻取賃銭当年請負金拾兩上納^{じゅうりょう}

宝暦十二年^{うま}（一七六二年）五月十二日

一 藻取賃銭、当年も去年中之通、金拾兩ニ被成下度伺^{なしくだされたくうかがい}

但 翌未年廿兩式分之處、翌々申年廿兩ニ被仰付候旨、…

三千人の差出は難渋なので、千人までにしてほしいと願っています。

太字は、原典の写真掲載ページの関連記事です。

同年（明和二酉年^い一七六五年）五月十六日

一 役町人足近来勤方不よろしからず宜不よ埒ら之者粗有之由、以来問屋場江相詰候人足ハ
もうすにおよばず すべて すべて
不及申、都而人足ニ罷出候者共我儘成義不仕候様、此末右体之義
これあるにおいて ならびに きつとおおせつけらるべきむね

於有之ハ、其人足雇之者并人足共急度可被仰付旨名主中江相触ル

明和七寅年（一七七〇年）十月三日

一 藻取人足高、寛保二戌年（一七四二年）^{いぬ}与宝曆七丑年（一七五七年）迄之分書上有之

但 瀧口勘左衛門当番中之分斗三館市郎兵衛方扣無之ニ付不書出候事
ばかり ひかえ

同年（明和八卯年）四月十二日

一 藻取人足高、寅年とら三千六百三拾九人

安永二巳年（一七七三年）五月十三日

一 藻取人足、当年も町方与願ニ付、去辰年之通代金貳拾両納ニ被仰付候、
たつ

同年（安永八亥年^い一七七九年）五月十七日

一 藻取人足金納ニ被成下度伺、

天明元丑年（一七八一年）五月九日

一 藻取人足金納ニ被仰付候義例格ニハ不相成旨令承知候様御演説書、文略
れいかく あいならざるむねしやうちせしめそらうよう

同年（享和三亥年^い一八〇三年）四月廿二日

一 藻取人足之儀、当年与五ヶ年之内いち与金拾五両宛上納仕御引請被成下置度願、
文略、名主中 但 去年中御城内御焼失ニ付、町方与人足等差上并御材木運送人
足差出、其上御用金等被仰付候ニ付願書差出候也

同年（享和三亥年^い一八〇三年）五月十四日

一 藻取人足、享保元申年（一七二六年）与享和二戌年（一八〇二年）迄人足高金納高等

書上、文略

最近、勤務態度の悪い者がいる。今後は処罰すると触れています。

町人足役を統括した「大仲使」として、瀧口家と三館家が知られています。

実際の労働力の提供ではなく、「金納」にしてもらいたいと伺いを立てています。